

## 6次産業化・異業種連携啓発事例集の作成及び広報用写真・動画撮影に係る業務仕様書

### 1 目的

県内農林漁業者及び食品関連事業者等（以下「農林漁業者等」という。）に6次産業化や異業種連携（以下「6次産業化等」という。）の優良事例及び「農」イノベーションひょうご推進協議会（以下「協議会」という。）の取組を紹介する事例集を作成し、広報することで、農林漁業者等が6次産業化等に取り組む意欲を醸成し、県産農林水産物の新たな価値の創造に繋げる。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和6年2月16日（金）まで

### 3 委託料の上限

金3,799,400円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 委託業務内容

県内農林漁業者等による6次産業化等への取り組み意欲の醸成を図るために、先進的な取組や優良事例、協議会の取組内容等を掲載した事例集の作成及び広報に関する次の業務を実施する。

#### (1) 進行計画の作成

業務を円滑に遂行するために、協議会及び受託者、その他関係者（兵庫県関係機関、撮影先等）の役割毎に必要な業務及びスケジュールを作成し提出すること。

##### 【作成に当たっての留意点】

季節や天気に応じて撮影できる生産物や風景等が変化するため、委託契約後速やかに、協議会と協議の上、撮影・取材及び広報時期等を考慮した計画を作成すること。

#### (2) 事例集掲載用、協議会のSNS・ホームページ等広報用写真・動画の撮影及び取材

##### ① 事例集に掲載する事例、広報用写真・動画撮影先、取材先の選定

協議会と協議の上、事例集に掲載する農林漁業者等及び協議会のSNS・ホームページ等で広報する農林漁業者等を以下の通り選定する。

ア 事例集掲載用（写真、取材、原稿作成）：10件

農林漁業者等の優良事例等の写真撮影、取材、原稿作成

イ 協議会のSNS・ホームページ等広報用写真：10件

上記「事例集掲載用」とは別に、農林漁業者等が6次産業化等に取り組む意欲を醸成できるような優良事例等の写真を撮影、編集

ウ 協議会のSNS・ホームページ等広報用動画：10件

農林漁業者等が6次産業化等に取り組む意欲を醸成できるような優良事例等の動画を撮影、編集

※ 撮影・取材先等は、兵庫県の地域（神戸・阪神、播磨、但馬、丹波、淡路）毎で、可能な限り多様な分野（農業、林業、水産業、畜産業等）から選定する。

##### ② 撮影・取材先、県関係機関、協議会との調整業務

上記①で選定した撮影・取材先、兵庫県関係機関、協議会と撮影・取材の日程、段取り等の連絡及び調整をする。

### ③ 撮影・取材の実施

上記②で調整した撮影・取材先に赴き、撮影・取材等を実施する。

#### 【撮影・取材の実施に当たっての留意点】

- ・ 撮影はほ場、生産物、加工品、生産者、作業風景、取材風景等を写真及び動画で撮影し、協議会が SNS・ホームページ等にて情報発信できる形式に編集の上、協議会に提出する。
- ・ 動画は、5分以内にまとめ、撮影・取材先の概要、6次産業化等への取組内容、協議会との関わり等が簡潔に分かるように編集したものを協議会に提出する。
- ・ 取材は、農林漁業者等が6次産業化等に取り組んだ背景やきっかけ、取り組む中での課題や今後の展望、協議会との関わり等の項目及び受託者が提案した内容等をもとに設計し、協議会と事前に協議の上取材を実施する。
- ・ 撮影機材、カメラマン、インタビュアー、ライター、デザイナー等、撮影・取材に必要なものや人材等は受託者が用意する。
- ・ 撮影の際は、撮影先の秘密や個人情報、肖像権等に十分留意する。

### ④ 撮影・取材結果の報告

上記③で実施した撮影・取材の内容について、「撮影・取材実施結果報告書（別紙様式第1号）」にまとめ、撮影・取材後1週間以内に協議会に報告すること。

なお、「撮影・取材実施結果報告書（別紙様式第1号）」と同等の内容のものを提出できる場合は、任意の様式でも可能とする。

※ 協議会の SNS・ホームページ等広報用の写真・動画は、協議会と協議の上、編集等を行い、随時提出すること。

## (3) 事例集冊子（紙媒体・電子媒体）作成・納品

### ① 仕様

#### <紙媒体>

規格/A4サイズ

部数/500部

印刷/オフセット印刷 両面4色カラー

用紙/表紙：再生マットコート紙 110kg 本文：再生マットコート紙 110kg

頁数/28P程度（表紙、裏表紙含む）中綴じ

#### <電子媒体>

電子媒体は、ホームページ上で閲覧できる電子書籍の形式にし、PDF形式ファイル、JPG形式ファイル（画像部分のみ）にてデータで納品する。

※ 仕様について、見栄えや利用性等の観点から、提示の内容より工夫できる場合は、企画提案書で提案し、協議会と相談の上、内容を変更することができる。

### ② 構成・記事量（目安）

構成	記事量	備考
表紙	1頁	
6次産業化等の説明、協議会の概要、協議会事業の紹介	6頁 (P1～6)	・協議会の SNS・ホームページの URL を QR コードにして掲載すること。 ・協議会の活動内容が分かる写真（交流会、専門家派遣事業の様子等）等を掲載すること。
6次産業化等の事例	20頁 (P7～26)	・兵庫県の地域（神戸・阪神、播磨、但馬、丹波、淡路）毎で、多様な分野（農業、林業、水産業、畜産業等）の事例を掲載する。
裏表紙	1頁	
	計 28 頁	

※ 表内の構成・記事量については目安として提示しているため、企画提案書で提案した内容を踏まえて、協議会と相談の上、内容を変更することができる。

③ 原稿の推敲・校正

ア 主語と述語、修飾語と被修飾語の関係に留意し、取材内容を分かりやすく記事として作成すること。

イ 作成した原稿は、必ず推敲・校正を行うこと。

ウ 作成した原稿は、撮影・取材先に確認依頼の上、公表することについて承諾を得ること。

④ デザインの企画

ア 農林漁業者等に関心をもってもらえるように、写真や図などを配置した分かりやすい紙面を制作すること。

イ 使用する写真、イラスト等については、可能な限り兵庫県にゆかりのある生産物や背景等を使用すること。

ウ 別途協議会から提供する資料のほか、受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手し、冊子を制作すること。

エ 事例集の冊子の表紙デザインは、2点以上提案すること。

⑤ 納品

ア 納品物

・ 事例集（紙媒体）500部

・ 事例集（電子媒体）、事例集用及び広報用で撮影した写真及び動画をPDF形式ファイル、JPG形式ファイル（画像部分のみ）にてデータで納品する。

イ 納品場所

兵庫県庁1号館6階 農林水産部総合農政課

ウ 納品期日

令和6年2月16日（金）

(4) 実績報告

受託者は、委託業務が完了した場合は遅滞なく「業務実績報告書（別紙様式第2号）」を協議会に提出する。

協議会は、「業務実績報告書（別紙様式第2号）」を受理した日から起算して10日以内又は委託業務実施年度末のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(5) 委託料の支払

委託料の支払は、委託業務の完了後、受託者が提出する請求書（別紙様式第3号）により精算払するものとする。ただし、協議会が必要と認めたときは、前金払することができる。

なお、請求書（別紙様式第3号）と同等の内容のものを提出できる場合は、任意の様式でも可能とする。

## 5 著作権等

(1) 制作業務に係るすべての成果物の著作権法第21条から第28条までに規定する権利は協議会に帰属する。成果物は、協議会が作成するウェブコンテンツや印刷物等に自由に使用できるものとする。

(2) 受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下

「権利留保分」という。) については、受託者に留保するものとし、この場合、協議会は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。

- (4) 著作権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとし、著作権等に関して何らかのトラブルが生じた場合は、受託者の責任において処理すること。

## 6 その他

- (1) 受託者は、業務の執行に当たり、協議会と適宜協議を行いながら実施すること。また、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 契約期間中、協議会の要望にすぐに対応可能な専属スタッフを配置すること。
- (3) 受託者は、契約期間はもとより契約期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。
- (4) その他、本業務の遂行にあたり、協議会の指示に柔軟に対応できること。また、この仕様書に定めがない事項やこの仕様書によりがたい事項が発生した場合は、協議会と調整のうえ定める。
- (5) 作成した原稿について、推敲・校正が不十分であると協議会が判断した場合は、原稿の再作成を命じる場合がある。

(参考) 業務スケジュールイメージ ※ 進行状況に応じて変更する場合があります。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>★プロポーザル実施 (6~7月)</p> <p>    ★契約締結 (7~8月)</p> <p>    ★業務実施 (契約日~)</p>									
<p>事例集作成、撮影・取材、広報業務 等 ※撮影・取材の際に、様式第1号を都度提出する。</p>							<p>★実績報告 (様式第2号)</p> <p>★事例集納品 (2/16)</p>		

様式第1号

撮影・取材実施結果報告書

訪問先名（団体・職・氏名）		
訪問者（団体・職・氏名）		
訪問日時		令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
実施内容（該当に☑）		<input type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> 動画撮影 <input type="checkbox"/> 取材
撮影・取材内容	訪問先の概要 （事業内容、現況 等）	
	6次産業化等に取り組んだ背景やきっかけ	
	6次産業化等の取組内容	
	6次産業化等の現状の課題	
	6次産業化等の今後の展望	
	協議会との関わり （協議会活動を活用したことがある場合）	
	その他	
備考欄		

【添付データ（撮影・取材実施結果報告書と併せて、以下データを提出）】

- ・写真
- ・動画データ
- ・その他、撮影・取材で得た資料 等

様式第2号

令和 年 月 日

「農」イノベーションひょうご推進協議会  
会長 萬谷 信弘 様

住 所  
団 体 名  
代表者名  
電 話 ( ) - 番  
電子メール

業 務 実 績 報 告 書

委託業務名称	6次産業化・異業種連携啓発事例集の作成及び広報用写真・動画撮影に係る業務
委託期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
業務終了日	令和 年 月 日

1 業務内容

事 項	実施内容（概要、成果品、実施時期 等）	備 考
事例集作成 (撮影・取材含む)		
協議会のSNS・ ホームページ 広報用の撮影		
その他		

2 事業費

精 算 額	円
-------	---

様式第3号

請求書

金 \_\_\_\_\_ 円也

契約金額	金	円
既受領額	金	円
今回請求額	金	円
残額	金	円

(根拠) ○○委託契約書  
委託契約年月日 令和 年 月 日

上記のとおり委託料を精算払い(前金払い)によって交付されたく、○○委託契約書第  
条第 項(第 項)の規定により請求します。

令和 年 月 日

「農」イノベーションひょうご推進協議会会長 萬谷 信弘 様

請求者 住所  
団体名  
代表者氏名

発行責任者 氏名  
電話 ( ) ー 番  
電子メール

担当者 氏名  
電話 ( ) ー 番  
電子メール